

傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、あらかじめ傍聴申込書により申込みいただいた上、当日は会場受付で氏名・住所を記入し、事務局の許可を得た上で指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、会場の都合等により、定員になり次第、受付を終了することがあります。

2 傍聴するに当たっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会議において、飲食はできません。
- (3) 会議において、写真撮影、録画、録音等はありません。ただし、議長が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) その他、会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害したりするようなことはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、事務局の指示に従ってください。
ご不明の点があれば、事務局に申し出ください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。